

令和6年度第4回農業委員会総会議事録

開会月日	令和6年7月25日(木)	開議の時刻	午前10時25分			
場 所	市総合会館3階 303会議室	閉議の時刻	午前11時24分			
議 長	東松山市農業委員会 会長 久保田 節子					
委員の出席状況						
農業委員	席次番号	氏 名	摘 要	席次番号	氏 名	摘 要
	1	荒川 光明	出 席	7	鹿田 明	出 席
	2	須長 則明	〃	8	島田 安三	〃
	3	高橋 満康	〃	9	関根 文男	欠 席
	4	山下 正行	〃	10	松本 禮子	出 席
	5	杉浦 勉	〃	11	久保田 節子	〃
	6	藤野 香織	〃			
農地利用最適化推進委員	担当地区	氏 名	摘 要	担当地区	氏 名	摘 要
	松 山	加藤 周二	出 席	高 坂	加島 隆久	欠 席
		武川 美江	〃		栗原 啓一	出 席
	大 岡	神庭 善夫	〃		高橋 仟治	〃
		小山 貞雄	〃	野 本	今井 淳一	〃
		中島 勇	〃		大塚 春夫	〃
	小澤 謙一	〃	奥泉 隆		〃	
	唐 子	戸井田 貞義	〃		小峰 進	〃
		長谷部 高治	〃			
	議題等	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法の規定に基づく諸申請及び届出等の審議の件 ・その他 				
公開・非公開の別	公開					
傍聴者数	(会議を公開した場合) 0人					
非公開の理由	(会議を非公開にした場合)					
議 事 参 与 者						
事務局	氏 名	摘 要				
事務局長	横田 信行	出 席				
副主幹	荒能 豊	〃				
主 任	福島 誠	〃				

議 案	議 事 顛 末	
<p>議案第 1 号 農地法第 4 条 の規定による 許可申請承認 の件</p> <p>議案第 2 号 農地法第 5 条 の規定による 許可申請承認 の件</p>	1 開 会	<p>会長職務代理は委員の出席が定数に達している旨報告し、開会を宣言する。</p>
	2 議事録署名委員の選任について	<p>議長は署名委員に下記 2 名を選任し、全員これに同意する。</p> <p>10 番 松本 禮子 委員 1 番 荒川 光明 委員</p>
	3 議 事	<p>議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請承認の件について</p> <p>1 番の申請について</p> <p>高坂地区・鹿田委員より、1 番の申請について、大字西本宿在住の申請人が、大字西本宿地内に所有する農地(畑 1 筆)を、河川改修工事に伴い移転を余儀なくされた祠の代替地として、祠敷地に転用したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、祠敷地の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認の件について</p> <p>1 番の申請について</p> <p>松山地区・須長委員より、1 番の申請について、大字松山に所在する申請人(受人)としての法人より、大字野田在住の申請人(渡人)が、大字松山地内に所有する農地(畑 1 筆)を、資材置場に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、資材置場の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p>

2番の申請について

松山地区・須長委員より、2番の申請について、比企郡滑川町在住の申請人（受人）より、比企郡滑川町在住の申請人（渡人）外1名が、松山町二丁目地内に所有する農地（畑1筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

3番の申請について

松山地区・須長委員より、3番の申請について、比企郡滑川町在住の申請人（受人）より、比企郡滑川町在住の申請人（渡人）が、松山町三丁目地内に所有する農地（畑1筆）を、店舗（ドライブイン）に転用するため、使用貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、店舗（ドライブイン）の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

4番の申請について

唐子地区・荒川委員より、4番の申請について大字石橋在住の申請人（受人）より、大字石橋在住の申請人（渡人）が、大字石橋地内に所有する農地（田1筆：畑1筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、おおむね300メートル以内に高速自動車国道その他の自動車のみ交通に供する道路の出入り口が存するため第3種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

5番の申請について

唐子地区・荒川委員より、5番の申請について、東京都江東区に所在する申請人（受人）としての法人より、大字葛袋在住の申請人（渡人）外1名が、大字葛袋地内に所有する農地

<p>議案第 3 号 農用地利用集積事業による 利用権設定承認の件</p> <p>議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画 (案) の件</p>	<p>(畑 2 筆) を、一時転用 (資材置場) するため、賃貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、農用地区域内農地であるが、一時転用 (資材置場) の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>6 番の申請について 唐子地区・荒川委員より、6 番の申請について、大字上唐子に所在する申請人 (受人) としての法人より、大字上唐子在住の申請人 (渡人) が、大字上唐子地内に所有する農地 (畑 1 筆) を、駐車場に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10 h a 以上の一団の農地であるため第 1 種農地と判断されるが、駐車場の必要性が認められるため、第 1 種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p> <p>議案第 3 号 農用地利用集積事業による利用権設定承認の件について</p> <p>議長は事務局に説明を求め、事務局から市の告示決定に先立ち承認を求められている件である旨、また利用権設定の申し出内容が経営面積、従事日数など改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしている旨の説明が行われる。</p> <p>戸井田委員より、数値の誤りが指摘され、事務局より資料の修正について説明が行われた。</p> <p>内容審議の結果、15 筆の利用権設定を承認した。</p> <p>議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画 (案) の件について</p> <p>荒川委員と鹿田委員は議事参与の制限に該当するので、本議案の議決に参加しなかった。議長は市農政課に説明を求め、市農政課から「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 2 項に基づき、農地中間管理機構から東松山市に対して「農用地利用集積等促進計画案」の作成を求められたため、同第 19 条第 3 項に基づき、東松山市から農業委員会に意見を聴くよう求めがあった旨の説明が行われる。</p> <p>議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、「意見なし」として、これを承認した。</p>
--	--

<p>議案第 5 号 農業振興地域 整備計画用途 区分変更申請 について協議 の件</p>	<p>議案第 5 号 農業振興地域整備計画用途区分変更申請について協議の件について</p> <p>議長は市農政課に対し説明を求め、市農政課より農業振興地域整備計画の用途区分変更の申請があった案件に関し、農業委員会の意見を求めたい旨の説明が行われた。</p> <p>(1) 農用地区域からの除外案件</p> <p>1 番から 4 番の事案について 唐子地区・荒川委員より、1 番から 4 番の事案について、申請書及び現地確認の結果、除外はやむを得ないとの報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、1 番から 4 番の事案について除外はやむを得ないとした。</p> <p>5 番から 7 番の事案について 高坂地区・鹿田委員より、5 番から 7 番の事案について、申請書及び現地確認の結果、除外はやむを得ないとの報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、5 番から 7 番の事案について除外はやむを得ないとした。</p> <p>8 番と 9 番の事案について 野本地区・杉浦委員より、8 番と 9 番の事案について、申請書及び現地確認の結果、除外はやむを得ないとの報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、8 番と 9 番の事案について除外はやむを得ないとした。</p> <p>島田委員より、農用地区域からの除外について、来年 4 月の地域計画の導入に伴い、地域計画に支障がでるような案件については除外が厳しくなっていくと思うが、地域計画に支障が出るとの判断はどのようにされるのか、との質問が出た。農政課より、今後、地域計画を変更してから農用地の除外、となる。現時点では、除外をする前の地域計画の変更に際し、農用地からの除外をするにあたり、地域計画に位置付けられた耕作者に影響が出ないことや、地域計画の集積・集約に支障を及ぼさないなど、除外とそれに伴う地域計画の変更について、同じような内容の審査になると思う、との回答がなされた。</p>
<p>報告事案 農業委員会会 長専決規定に</p>	<p>事務局報告案件 議長は事務局に説明を求める。</p>

<p>よる農地法に基づく届出報告の件</p>	<p>農地法第3条の3権利取得届出報告の件 事務局から説明が行われ、2件を確認する。</p>
<p>その他</p>	<p>農地法第4条転用届出報告の件 事務局から説明が行われ、1件を確認する。</p>
<p></p>	<p>農地法第5条転用届出報告の件 事務局から説明が行われ、4件を確認する。</p>
<p></p>	<p>農地所有適格法人の報告の件 事務局から説明が行われ、1件を確認する。</p>
<p></p>	<p>解除条件付貸借にかかる報告の件 事務局から説明が行われ、2件を確認する。</p>
<p></p>	<p>島田委員より、農地所有適格法人や解除条件付貸借の法人からの報告について、報告の遅延の有無がわかるように、報告資料に一覧を加えるとよいのでは、との意見がなされた。</p>
<p></p>	<p>事務局より、検討する旨回答がなされた。</p>
<p></p>	<p>農業委員会総会の開催について</p>
<p></p>	<p>次回開催日 令和6年8月26日(月) 午前10時20分～</p>
<p></p>	<p>会 場 市総合会館3階 303会議室</p>
<p></p>	<p>午前11時24分議長は今回上程した議案について審議を終了した旨を告げ、令和6年度第4回総会を閉じた。</p>
<p></p>	<p>以上の顛末に相違ないことを証するため署名する。</p>
<p></p>	<p>令和6年8月26日</p>
<p></p>	<p>議長 久保田 節子</p>
<p></p>	<p>委員 松本 禮子</p>
<p></p>	<p>委員 荒川 光明</p>